

第三種郵便物制度について

1. 第三種郵便物制度

国民文化の普及向上に貢献すると認められる刊行物の郵送料を安くして購読者の負担軽減を図ることにより、その入手を容易にし、もって社会、文化の発展に資するという趣旨で設けられたもの。第三種郵便物の承認のある定期刊行物を内容とする郵便物で、第一種郵便物よりも低廉な料金とされている。

日本郵便(株)が第三種郵便物の承認をすることとなっており、その承認要件として、(1)毎年4回以上の号を追って定期的に発行されるものであること、(2)発行の終期を予定しないものであること、(3)公共的な事項を報道・議論を目的とし、あまねく発売されるものであることが定められている。

2. 心身障害者用低料第三種郵便物制度

心身障害者団体が発行する定期刊行物について、障害者福祉の観点から、一般の第三種郵便物よりも更に低廉な料金を適用する制度(昭和51年創設)。

第三種郵便物	低料以外のもの		50gまで 62円	以降50g毎 8円増	
	低料	月3回以上発行	50gまで 41円	以降50g毎 6円増	
		心身障害者団体が発行する定期刊行物	下記以外	50gまで 15円	以降50g毎 5円増
			月3回以上発行	50gまで 8円	以降50g毎 3円増